

建不第366号  
令和2年6月17日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

県では、これまで国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民の皆様や事業者の皆様に対して外出の自粛要請や施設の使用停止要請等の措置を行ってきたところ  
です。

県内の感染者数が一月半以上一桁で推移している状況等を踏まえ、本日開催の千葉県  
新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添記者発表資料のとおり6月19日  
午前0時から施設の使用停止要請及び外出自粛の協力要請を解除するとともに、催物  
(イベント等)開催制限について、段階的に緩和を進めることとしますので、お知らせし  
ます。

なお、職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防  
止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されて  
いる場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種の  
ガイドラインを参考に対策を徹底するとともに、取り組んでいる対策について、定期的に  
確認し、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、取組状況の公表に努めていただ  
きますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をいただくとともに、貴団体の会員に対  
して、周知いただきますようお願いいたします。